

○特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準を定める告示に基づく区域の指定

昭和五十年三月三十一日
山口県告示第三百九号の五

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準(昭和四十三年/厚生省/建設省/告示第一号)別表第一号の規定に基づき、次の区域を同号に掲げる区域として指定する。

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準を定める告示に基づく区域の指定に関する告示(昭和四十八年山口県告示第三百九十六号)は、廃止する。

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定に関する告示(昭和五十五年山口県告示第二百六十三号)により指定された地域のうち、次に掲げる区域

一 騒音規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準に関する告示(昭和五十年山口県告示第三百九号の四。以下「告示」という。)により第一種区域、第二種区域及び第三種区域とされた区域

二 告示により第四種区域とされた区域のうち、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条に規定する保育所、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和二十五年法律第一百十八号)第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第十四条第一項第二号に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね八〇メートルの区域内

改正文(昭和五五年告示第二六六号)抄

昭和五十五年四月一日から施行する。